

## 歴史的公文書の利用請求等について

### 1 利用請求について

#### (1) 国における取扱い

公文書管理法において、利用請求があった場合は、個人情報等の非公開情報が記録されている場合を除き、利用させなければならないと規定している。

なお、公文書管理法の非公開情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の非公開情報と、一部規定が異なっている。

#### (2) 他自治体における取扱い

国と同様の規定を、公文書管理条例に規定している自治体が多い。

一方で、国と同様の規定だと、公文書の利用請求の根拠が情報公開条例と公文書管理条例の 2 つに分断されてしまうため、区民にとっての分かりやすさや利便性という観点から、歴史的公文書の利用請求等に関する規定を、公文書管理条例ではなく、情報公開条例に規定している（現用文書と歴史的公文書の区別なく情報公開条例に規定している）自治体もある。（東神楽町、豊島区、犬山市、鹿児島市）

#### (3) 検討

- ・非開示情報は、現用文書と歴史的公文書で異なるか。

異なる。

情報公開条例第 9 条第 4 号ウ（区政執行に関する意思形成過程情報）の規定は、歴史的公文書では不要。

歴史的公文書の原本を破損若しくはその汚損を生じる恐れがある場合や修復作業等のために当該原本を使用している場合は、歴史的公文書の利用を制限する規定が、歴史的公文書で必要。

- ・時の経過の考慮が必要か

個人情報の扱いなどで、考慮が必要。

- ・著作権法との関係

著作権法第 18 条第 3 項第 3 号（著作者人格権の公表権）においては、「まだ公表されていない著作物を地方公共団体に提供した場合、情報公開条例の規定により公衆に提供すること（地方公文書館等に移管された場合にあつては、地方公文書館等の長が当該著作物を公衆に提供することを含む）に同意したものとみなす」と規定されている。

そのほか、同法第 18 条第 4 項第 7 号、第 19 条第 4 項第 1 号及び第 3 号（著作者の氏名表示権）、第 42 条の 3 第 1 項及び第 2 項（公文書管理法等

による保存等のための利用)、第90条の2第4項3号(実演家の氏名表示権)にも類似規定があり、いずれも「地方公文書館等の長」と規定されている。

また、同法第18条第3項第3号では、地方公文書館等とは、「歴史公文書等の適切な保存及び利用を図る施設として公文書管理条例が定める施設をいう。」とある。

歴史的公文書の利用請求に関する規定を、情報公開条例に規定すれば著作権法との関係は解消されると思われるが、公文書管理条例に規定する場合、現時点で公文書館等の施設の設置を想定していない本区においては、どのように規定すべきか。

#### (4) 本区の方向性(案)

著作権法の課題がなくなれば、公文書管理条例に規定したらどうか。

## 2 手数料について

### (1) 国における取扱い

写しの交付に要する実費の範囲内において手数料を定めている。

### (2) 他自治体における取扱い

手数料を無料とし、写しの交付に要する費用を負担する旨を規定している。

### (3) 本区の方向性(案)

現用文書の情報公開請求においては、手数料を無料とし、写しの交付にかかる費用を負担する旨を、情報公開条例に規定している。歴史的公文書においても同様の規定としたい。

## 3 利用促進の規定について

### (1) 公文書管理法

第23条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

### (2) 他自治体における取扱い

国と同様に、歴史的公文書の利用促進について規定している自治体が多い。

### (3) 本区の方向性(案)

法と同様の規定を、公文書管理条例に規定したらどうか。